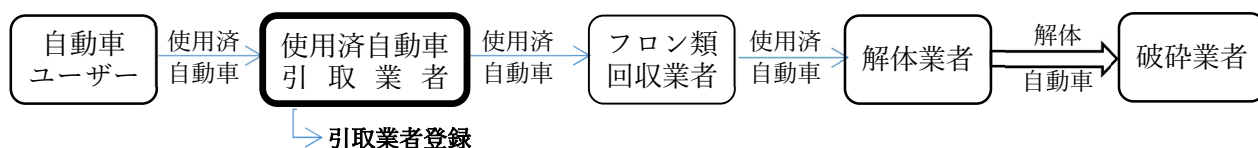


自動車リサイクル法登録申請手続案内〔１〕

～引取業者関係～



1 引取業者の登録について

(１) 登録の根拠

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の規定により、川口市内において使用済自動車の引取りを行うためには、川口市長の登録を受ける必要があります。

(２) 登録の申請方法

- ① 申請書等を持参してください。郵送による申請は受け付けていません。
- ② 申請の受付場所
川口市環境部産業廃棄物対策課
所在地：川口市朝日４－２１－３３（朝日環境センター・リサイクルプラザ棟２階）
電 話：０４８－２２８－５３８０

(３) 登録の有効期間

登録の有効期間は、**５年**です。

2 登録の新規（更新）申請

登録（新規及び更新）の申請には、次の書類及び手数料が必要です。

（１）提出書類

種類	内 容
申請書	引取業者登録（登録の更新）申請書（様式第一）
添付書類 1	申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）
	ア 申請者が法人の場合 → 登記事項証明書
	イ 申請者が個人の場合 → 住民票の写し （本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの） （個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
	ウ 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の次の書類 法定代理人が個人の場合→住民票の写し 法定代理人が法人の場合→登記事項証明書
添付書類 2	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（いずれか該当するものを提出）
	ア 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類 → 添付書類 2－1 に必要事項（事業所名称）を記載
	イ 事業所における資格者の状況が確認できる書類 → 添付書類 2－2 に自動車整備士、中古自動車査定士等の資格証等、業界団体等が行う講習の受講修了証等のいずれかの写しを添付
添付書類 3	誓約書 （申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
添付書類 4	案内図 → 登録しようとする事業所の案内図

※ 提出部数は、**正本 1 通、副本 1 通（申請者控え）**です。

※ 登記事項証明書、住民票の写しは**申請日前 3 月以内**に発行されたものとし、正本には原本を添付してください。

※ 登録が完了すると、登録通知書を交付します。

※ 事業所ごとに、標識（タテ・ヨコ各 20 c m 以上、登録通知書でも可）を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

（２）登録申請手数料

登録申請手数料は、**新規申請 5, 500 円、更新申請 4, 000 円**です。

申請手数料は、申請時にお渡しする川口市指定の納付書を用いて金融機関にて現金で納入してください。

なお、申請書が受理された後に申請者の都合により申請を取り下げる場合や申請者が欠格要件に該当する等の理由により市長が登録を拒否した場合（7 頁参照）については、手数料は返還しません。

3 登録事項の変更届出

登録事項の変更には、届出が必要な場合があります。

(1) 届出が必要な変更

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 申請者が未成年者でありその法定代理人が個人である場合においては、その氏名及び住所
- 申請者が未成年者でありその法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制（例えば、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者がいなくなったため、代わりに使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を用意する場合等）
- 事業所の数（事業所の追加又は複数事業所のうちの一部が廃止）

(2) 届出期限

変更後30日以内

(3) 提出書類

種類	内 容
届出書	引取業者変更届出書（様式第二）
添付書類 1	申請者を確認できる書類 2 登録申請手続き（新規及び更新）の添付書類 1 を参照
添付書類 2	使用済自動車に搭載されたエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類 2 登録申請手続き（新規及び更新）の添付書類 2 を参照
添付書類 3	誓約書【必須】（申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
参考書類 4	案内図→変更しようとする事業所の案内図

※ 添付書類は誓約書及び変更の内容に該当するものを提出してください。

※ 提出部数は、正本1通、副本1通（申請者控え）です。

※ 変更届出書の提出に手数料は必要ありません。

※ 登記事項証明書、住民票の写しは申請日前3月以内に発行されたものとし、正本には原本を添付してください。

※ 事業所を追加する場合は、変更届出書に様式第1（登録申請書）、添付書類2、3、4を添付してください。

4 登録の更新

引取業者が、引き続き、使用済自動車の引取りを行おうとする場合には、**登録を受けてから5年ごと**にその更新を受けなければなりません。

- ① 登録の有効期間内に更新申請が受理されない場合、その効力を失います。
- ② 登録の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。
登録の有効年月日の**2週間前**を目安に申請をしてください。
- ③ 更新後の有効期間は、**5年**です。

※ 更新の申請書や添付書類については、「2 登録の新規（更新）申請」（2頁）を参照してください。

5 廃業等の場合の届出

登録業者は下表の左欄の事項に該当した場合は、その日から**30日以内**に、引取業廃業等届出書（様式第1号）を提出してください。

該当事項	届出者
個人の事業主が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人
引取業を廃止した場合	法人→代表する役員 個人→本人

※ 提出部数は、**正本1通、副本1通（申請者控え）**です。

※ 廃業等届出書の提出に手数料は必要ありません。

※ 添付書類は必要ありません。

※ 個人の事業主が死亡した場合、その相続人が引取業を継続して行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。

6 引取業者の義務等

（1）引取義務

自動車廃棄者から引取りを求められた引取業者は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る義務があります。

＜正当な理由＞

ア 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
（例 事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合）

イ 使用済自動車に異物が混入している場合（他のごみが詰められている場合）

- ウ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
（例 大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）
- エ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なる場合
（例 ・使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
・極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
・引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合）
- オ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
（例 盗難車と分かっているものの引取りや高圧ガス保安法違反になる場合など）

（２）リサイクル料金の確認

使用済自動車の引取りの際にはリサイクル料金が資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）に預託されている旨の確認が必要です。預託がされていない場合は、引取業者がリサイクル料金等を収受してください。

（３）引取証の交付

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者（車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しません）に引取りの書面（引取証）を交付する義務があります。

（４）引取った使用済自動車の引渡し

フロン類が充填されたエアコンディショナーの搭載の有無を確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引渡す義務があります。

（５）引取・引渡実施報告

電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しから３日以内に情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務があります。

（６）使用済自動車の運搬

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の収集運搬業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

引取業者登録申請書の記入方法と記入例

(1) 登録（登録の更新）申請書の提出について

- ① 引取業者の登録を受けるには、「様式第一（第四十六条関係）引取業者登録申請書」と添付書類を、川口市に提出します。
- ② 申請書では、「登録」か「登録の更新」であるのかを明らかにします。「登録」の場合はタイトルの「登録の更新」、本文の「（登録の更新）」を消し、「登録の更新」の場合はタイトルの「登録」、本文の「登録（」、「）」を消します。
- ③ 「※登録番号」及び「※登録年月日」は、新規の登録申請の場合は記入不要です。登録の更新申請の場合は、現在有効の登録通知を参照して記入します。
- ④ 申請書を提出する年月日、申請者（法人の場合はその代表者）の住所、氏名を記入します。

なお、申請者については、7頁の（3）登録の要件を参照してください。

- ⑤ 「役員の氏名」の欄には、ふりがなを付した役員氏名及び役職名を記入します。役員人数が多く、欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。
- ⑥ 「事業所の名称及び所在地」の欄には、個人の場合は事業所名（ない場合は氏名）及び住所と電話番号を記入します（自宅と同じ場合も記入します）。法人の場合は事業所の名称と所在地を記入します。申請者の住所と同じ場合でも、記入します。
- ⑦ 「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄には、次のうちから該当する内容を選び、対応する番号を○で囲みます。

なお、「1」に○をした場合は、添付書類2-1の「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法」を添付してください。

「2」に○をした場合は、添付書類2-2の「事業所における資格者の状況」を添付してください。
- ⑧ 川口市内で引取業を行う事業所が複数ある場合は次のようにします。

- ・ 事業所が複数ある場合には、登録申請書の「事業所の名称及び所在地」及び「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能です。
- ・ 添付書類については、登記事項証明書や誓約書については1部、事業所に係る書類はそれぞれ添付してください。
- ・ **登録申請手数料**は、事業所が複数あっても、**1事業者につき1件分**（申請書1枚が1件分）です。

(2) 記入例リスト

- ・様式第一《登録申請（申請者が法人の場合）》…………… 8 頁
- ・様式第一《登録申請（申請者が個人の場合）》……… 10 頁
- ・様式第一《登録更新申請》…………… 12 頁
- ・添付書類 2－1、添付書類 2－2…………… 14 頁
- ・添付書類 3《法人の場合》…………… 16 頁

(3) 登録のための要件

引取業者の登録を受けるには、次に示すいずれの事項にも該当していないことが必要です。

また、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときは、登録を受けられませんので御注意ください。

登録を受けられない要件（申請者等の欠格要件）

1	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（※主務省令で定める者：精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
2	自動車リサイクル法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン類法）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3	登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4	登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内に役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
5	業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6	引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
7	法人でその役員のうちに上記1～5のいずれかに該当する者があるもの

様式第一（第四十六条関係）

《登録申請（申請者が**法人**の場合）の記入例》

登 録
引取業者 申請書
~~登録の更新~~

新規登録は未記入

※登 録 番 号	
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 令和 元 年 6 月 1 日

（あて先）

川口市長

引取業を行う者の
法人名称等を記入 → （郵便番号） 1 2 3 - 4 5 6 7
住 所 埼玉県◎〇市◇□ 8 9 0 番地
氏 名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 一郎（押印不要）
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 4 3 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（~~登録の更新~~）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	役 職 名
ひきとり いちろう 引取 一郎	代表取締役
ひきとり じろう 引取 二郎	取締役
ひきとり さぶろう 引取 三郎	監査役
※書ききれない場合は、別紙に記載	

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏 名	
住 所	（郵便番号）
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	使用済自動車引取株式会社 ☆△事業所
所在地	(郵便番号) 321-4567 (申請者住所と同じ場合も記入する) 埼玉県川口市〇☆9丁目8番7号 電話番号 321-654-0987

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- ① 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。
(添付書類2-1参照)
- 2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。
(添付書類2-2参照)

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について、該当するどちらか一方の番号を○で囲む

様式第一（第四十六条関係）

《登録申請（申請者が**個人**の場合）の記入例》

登録
引取業者 申請書

~~登録の更新~~

新規登録は未記入

※登録番号	
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 令和 元 年 6 月 1 日

（あて先）

川口市長

引取業を行う者の
氏名を記入 → （郵便番号） 1 2 3 - 4 5 6 7
住 所 埼玉県◎〇市◇□ 8 9 0 番地
氏 名 引取 太郎（押印不要）
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（~~登録の更新~~）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	引取商会（※名称が無い場合は氏名）
所在地	(郵便番号) 321-4567 （申請者住所と同じ場合も記入する） 埼玉県川口市☆〇9丁目8番7号 電話番号 321-654-0987

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- ① 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。
（添付書類2-1参照）
- 2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。
（添付書類2-2参照）

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について、該当するどちらか一方の番号を○で囲む

~~登 録~~
引取業者 申請書
登録の更新

※登録番号	21251098765
※登録年月日	平成19年4月25日

申請する日付を記入 → 令和 元 年 6 月 1 日

(あて先)

川口市長

引取業を行う者の
氏名等を記入 → (郵便番号) 1 2 3 - 4 5 6 7
住 所 埼玉県◎〇市◇□8 9 0番地
氏 名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 一郎 (押印不要)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の~~登録~~(登録の更新)を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
ひきとり いちろう 引取 一郎	代表取締役
ひきとり じろう 引取 二郎	取締役
ひきとり さぶろう 引取 三郎	監査役
※書ききれない場合は、別紙に記載	

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称		
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住 所	(郵便番号)	
	電話番号	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	使用済自動車引取株式会社 ☆△事業所
所在地	(郵便番号) 321-4567 (申請者住所と同じ場合も記入する) 埼玉県川口市〇☆9丁目8番7号 電話番号 321-654-0987

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- ① 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。
(添付書類2-1参照)
- 2 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。
(添付書類2-2参照)

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制について、該当するどちらか一方の番号を○で囲む

(添付書類 2-1)

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに
冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法

事業所名称	使用済自動車引取株式会社 ☆△事業所
-------	--------------------

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

☐ 装着



フロン類が含まれていると判断する

☐ 非装着



フロン類は含まれていないと判断する

■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



☐ コンデンサが破損（穴や裂傷）していない

☐ エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない



フロン類が含まれていると判断する



☐ 破損している

☐ 破損している



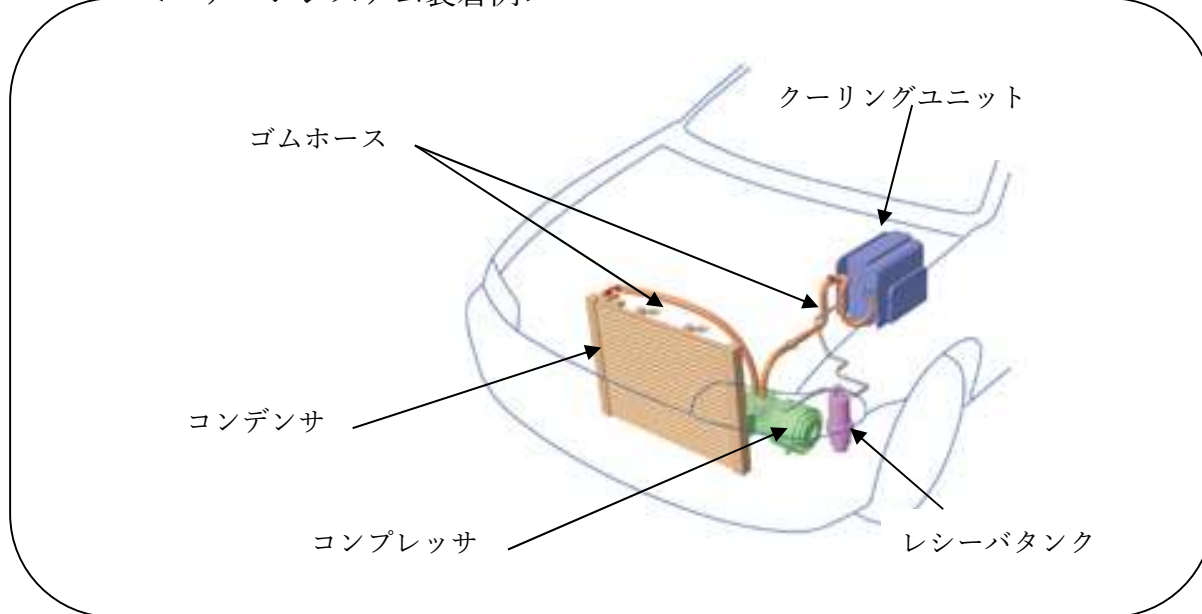
フロン類は含まれていないと判断する

■ 必要に応じて、以下により確認

☐ 使用済自動車の引取り時に、使用者にエアコンディショナーの効きについて質問する。

☐ 実際にエアコンディショナーを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

< エアコンシステム装着例 >



(添付書類 2 - 2)

事業所における資格者の状況

1 氏 名	引取 三郎
2 事業所名称	使用済自動車引取株式会社 ☆△事業所
3 資格の名称	自動車整備士
4 資格証等、講習の受講修了証等の写し (写しを添付してください。)	(資格証等、講習の受講修了証等の例) ア 自動車整備士 イ 中古自動車査定士 ウ 業界団体等が行う講習

(添付書類 3)

誓 約 書

申請する日付を記入 → 令和 元 年 6 月 1 日

(あて先)

川口市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項の欠格事項について次のとおり誓約します。

欠格事項の内容（根拠条文）		
法第 45 条 第 1 項	第 1 号	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（※主務省令で定める者：精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
	第 2 号	この法律、フロン類の回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
	第 3 号	第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
	第 4 号	引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
	第 5 号	第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第 6 号	引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第 7 号	法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

登録申請者は、上記の欠格事項に該当しません。

誓約者

住 所 埼玉県〇〇市◇◇ 890 番地

氏 名 使用済自動車引取株式会社
代表取締役 引取 一郎（押印不要）

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

備考 役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。